

第1号

令和2年

9月1日発行

# 古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



上大野地区で栽培されている「あきたこまち」。今年は梅雨の長雨で実入りが心配されましたが、8月に入り順調に成長している様子。新米を食卓に届けられる日も間近で、ホッと一安心です。古河市ではコシヒカリも多く栽培されています。古河市の美味しいお米をぜひご賞味ください。

ごあいさつ



日頃より、農業委員会活動にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

農業環境は日々変化しており、とりわけ農地利用の最適化は大きな課題となっております。農業委員会として荒廃農地の解消、農地の適正管理に向けて活動を強化していきたいと考えております。

この度、古河市農業委員会だよりを創刊し、市ホームページを利用して農業に関する情報を広く市内外に発信していくこととしました。地域の身近な情報や行政情報を皆様にお伝えできればと思います。今後とも農業委員会だよりをご覧いただき、古河市農業行政への更なるご理解ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

古河市農業委員会  
会長 船橋 新五

## 農業委員会とは

農業委員会は、農業生産力の向上と農業経営の合理化を図り、農業者や農業団体の声を行政・政策に反映することを目的として市町村に設置されている行政委員会です。

古河市には19名の農業委員と25名の農地利用最適化推進委員が任命されています。



▶コロナウイルス感染防止対策を行い開催した定例総会

農業委員会は農地法等の法令に基づき、申請の場所や状況を事前に調査・確認し、農業委員会総会で審議・許可を行います。農地の売買や貸借、転用などについて、毎月審議審査を実施しています。

必要な手続きを行わず、農地を農地以外の目的で使用することはできません。例えば農地に次男の自己住宅を建てる際には、事前に農地法の許可を受けなければならないので、工事に着手する必要があります。

農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法による利用権を設定する方法もあります。貸した土地が返ってこない等の心配はなく、期間が満了すれば、耕作権は消滅します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地利用最適化を図るための活動として、荒廃農地の解消等を目的に現地調査を行っています。農地貸借のあつせん等も行いますので、ご不明なことがあればお気軽にお問合せください。

※最終ページで農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介しています。



▶昨年の三和地区での農地現地調査

## タブレットを利用した調査

農地法第30条の規定により、農業委員と農地利用最適化推進委員で毎年市内全域の農地の利用状況について現地調査を実施しています。

荒廃農地であると判断した場合、所有者に対し「利用意向調査」を行い、以後の農地利用について意向を確認します。耕作

困難な農地があれば、担い手への集積・集約化を推進していきます。

一昨年度の現地調査は8班体制で紙の地図で実施しましたが、地図が見にくいことや、地図と現地が合っていないことから、目的地を探すのに苦勞し、4カ月程の期間を要しました。

そこで、効率的に調査を実施するため、昨年度よりタブレット端末を導入しました。地図データの位置情報を利用することで、自分のいる位置が一目で確認できます。これにより調査時間が大幅に減り、2カ月程で現地調査が完了しました。

## 農地は適正に管理を

調査の結果、古河市の荒廃農地面積は現在262ヘクタールほどあり、微増傾向となっており、分がわかりました。

荒廃農地は、付近の耕作地や住環境、交通にも悪影響を及ぼします。また、所有者に固定資産税が課税強化される可能性もあります。引き続き、農地の適正な管理と効率的な利活用をお願いいたします。

## 農業委員会での審議審査の状況（平成31年4月～令和2年3月）

件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農地法第3条	9	5	5	13	4	3	5	4	8	2	5	5	68
農地法第4条	0	2	2	2	0	1	1	4	0	4	1	3	20
農地法第5条	10	8	6	10	7	6	3	8	6	8	2	6	80
利用権設定 (下段：農地中間管理事業)	3	0	4	12	2	0	0	101	48	33	13	301	517
	3	0	4	0	2	0	0	0	45	0	13	0	67
現況確認証明	1	0	2	1	1	1	2	3	0	1	1	1	14
その他	2	2	2	2	1	1	3	0	0	3	1	1	18
合計	28	17	25	40	17	12	14	120	107	51	36	317	784

農地法第3条：農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定  
(賃貸借の場合、耕作権は自動更新)

農地法第4条：農地の所有者等が自ら行う農地の転用

農地法第5条：農地の権利を取得して行う農地の転用

利用権設定：農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借等  
(貸借の場合、貸借期間が満了すれば、耕作権は消滅)

農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、県農林振興公社が農地を借り受けて、地域の農業担い手へ貸借するもの

現況確認証明：非農地証明及び転用事実証明（条件を満たした農地）

### ■利用権設定（農業経営基盤強化促進法）スケジュール

受付期間	5月中旬～6月中旬	9月中旬～10月中旬	11月中旬～12月中旬	1月中旬～2月中旬
総会	7月	11月	1月	3月
貸借開始	8月1日	12月1日	2月1日	4月1日

※農業経営基盤強化促進法：貸借等により農地の集積を促進するための法律。

※農地中間管理事業に係るものは、毎月受付を行う。

### ■農地法等申請

受付期間：毎月17日～20日

(20日が土曜日の場合、19日まで。20日が日曜・祝日の場合、その次の開庁日とする。)

▶ 昨年の作付確認の様子



# 古河市農業委員・古河市農地利用最適化推進委員を紹介します



古河市農業委員

## ■農業委員

番号	氏名	住所地	備考
1	落合 美代子	高野	
2	山室 順一	下辺見	
3	安喰 弘司	上大野	
4	吉葉 英雄	東山田	
5	関口 幸一	下大野	
6	五月女 登	鳥喰	
7	鈴木 実	大山	会長職務代理者
8	森田 勝	仁連	
9	染野 正美	尾崎	
10	梅田 満	久能	
11	増田 榮一	東山田	
12	船橋 新五	新和田	会長
13	関口 勝美	関戸	
14	山田 正	東間中橋	
15	印出 正信	上辺見	
16	黒子 邦夫	諸川	
17	荒川 重男	東山田	
18	関口 正一	釈迦	会長職務代理者
19	湯本 豊	東山田	

## ■農地利用最適化推進委員

番号	氏名	住所地
1	倉持 隆一	稲宮
2	塚原 和栄	下片田
3	直井 勝敬	釈迦
4	森 澄雄	尾崎
5	関 勝美	女沼
6	鈴木 義男	東山田
7	鈴木 務	東山田
8	尾花 耕一	大堤
9	野澤 恒雄	東諸川
10	小久保 敬一	上大野
11	清水 隆	尾崎
12	金沢 正巳	水海
13	因泥 辰夫	前林

番号	氏名	住所地
14	竹村 正義	長左工門新田
15	阿久津 貞男	葛生
16	田澤 猛	北山田
17	諏訪 通雄	小堤
18	栗原 英夫	柳橋
19	塚原 徳雄	恩名
20	小倉 文治	大堤
21	野口 良三	新久田
22	永塚 武雄	磯部
23	安喰 茂	緑町
24	竹内 重美	駒込
25	小池 利雄	大山



## 編集後記

平成から令和へと新たな農業委員会の広報活動変革に携わる事が出来ますこと大変嬉しく思います。広報委員会で編集作業にあたり検討を重ねてまいりました。農業委員会会長を始め事務局職員には多大なるご協力をいただき広報委員会を代表し感謝申し上げます。今後もし市内の優良農地確保利用に農業委員会一丸となって務めてまいります。引き続き農業委員会活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

安喰 弘司

## 広報委員

委員長 安喰 弘司  
副委員長 梅田 満  
委員 落合 美代子  
委員 山室 順一  
委員 関口 幸一  
委員 森田 勝  
顧問 船橋 新五